

本訴平成26年(ワ)第29256号

反訴平成27年(ワ)第25495号

本訴原告(反訴被告) 阿部宣男

音素被告(反訴原告) 松崎参

準備書面

2015年11月2日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

本訴被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 阿部哲二

同 平松真二郎

同 湯山花苗



第1、ナノ銀による放射線低減効果についての原告のこれまでの主張

- 1、原告準備書面(1)13頁によると、「原告は平成23年5月から、5つの土壤試験を用いた系統的線量計測を開始したところ、ガンマ線量の減少について初期には鋭い減衰が存在したこと、及び、ホタル生態環境館の雨樋下の土壤を使った対照実験でも初期にはガンマ線量の鋭い減衰がみられた」とし、これを研究会で発表するなどしてきた、と主張する。
- 2、そして、「実証的な検討を重ね」「地道に検査結果を報告し」(同14頁)てきたものであり、だから「インチキ」「エセ」「非科学」等の発言は原告に対する人格的な攻撃だとも主張してきた。
- 3、しかし、以下に述べる調査嘱託に対する「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」(以下、「機構」という。)の回答により、原告の主張は全く認めら

れないことが明らかとなった。

第2、機構の平成27年10月22日付調査嘱託に対する回答（乙第18号証）

1、日本原子力研究開発機構（JAEA）

（1）機構は、日本原子力研究開発機構法により設置された法人であり、日本で唯一の原子力に関する総合研究開発機関である。

（2）2011年（H23）5月6日には、福島第1原子力発電所事故に対し、機構の総力を挙げて調査・検討し、今後の対策を施すなどの貢献を目的として福島支援本部が設置された。

2、ナノ純銀による放射性物質低減に係る測定試験について

（1）実施に至る経緯

① 機構の福島支援本部は、平成23年11月上旬に、原告からナノ純銀に関する技術についての照会を受けた。

② そこで、福島支援本部は平成23年11月10日、原告と技術相談を行ったが、原告からは「技術に関する理論的な裏付け」「測定データの提示」がなかった。

これでは、評価を行うことができないとして、有効性を実証するデータが必要であると原告に説明したという。

③ 原告の主張によれば、「原告は、平成23年5月から、5つの土壤試験を用いた系統的線量計測を開始した」というのであるから、平成23年11月の技術相談にあたって測定データの提示もせず、というのは、全く理解できない。そして機構から、実証データが必要であると説明されるというのは、素人の思いつきに対して、機構が科学における証明のあり方を諭して示したとも取れるのである。

④ そして、平成24年1月31日の福島支援本部との2回目の技術相談で原告から実験データが提示されたというが、そのデータでは、放射線低減メカ

ニズムが不明であり、効果が確認できなかった。

原告は、訴状8頁で平成23年12月10日の保育園での実験や同年12月23日のホットスポット土壤での実証実験などを行ったというが、機構の福島支援本部からみれば到底、実証データ足りうるものではなかったのである。

(2) 検証試験の実施

① 検証試験は、第1回目が平成24年3月15日、16日、22日、第2回目が平成24年5月23日と6月1日とに行われた。

2回目は、原告が、1回目の試験に用いられた土壤にゼオライトが混入していたと指摘することから、慎重を期して再度行ったという。

② 試験方法は、ナノ純銀担持資材の使用の有無の違いがある6種類の資料を用意し、放射能測定を実施したものである。

③ この試験では、比較資料全てにおいて、放射能の変動はなく、ナノ純銀を利用した除染資材による土壤に含まれるセシウムから発生する放射線量の低減効果は認められなかった。

(3) 結果

① 検証方法は、ナノ銀資料を添加した3資料と添加していない3資料を繰り返し測定し、放射線量の変動は認められないというもので、ナノ銀に放射線低減効果がないことは極めて明らかであった。

② 原告は、その後も平成24年12月25日に福島県大熊町で墓石にナノ純銀を散布したりしているが、検証実験というに値しないものである。

③ 原告のナノ銀についての言説は、何ら科学的検証に耐えうるデータに基づかないもので、科学の名に値しないものというしかなかった。国の研究機関として福島の支援後輿に総力を挙げる福島支援本部としては、その後、全く研究対象として取り上げるようなものではなかった。

第3、ニセ科学

- 1、ニセ科学（疑似科学やエセ科学とも言われる）は、科学っぽい装いをしてい
る、あるいは科学のように見えるにもかかわらず、とても科学とは呼べないも
のを指す。ニセ科学は、科学的な思考を麻痺させ、思考停止にし、国民を非科
学の方向にいざなう。ニセ科学で特に問題なのは、健康系、医学系であり、根
拠のない治療や商品で散財させたり、かえって健康を悪化させたりすることも
ある。
- 2、このように、科学っぽい装いをしながら科学とは呼べないものに対し、これ
を「ニセ科学」「エセ科学」と評することは、評価の仕方として、一般に認め
られているところである。
- 3、法政大学の佐巻健男教授は、「ニセ科学を見抜くセンス」という著書で、EM、
マイナスイオンなどをニセ科学として批判するとともに、「ナノ銀除染」をも
ニセ科学の一つとしてあげている。
- 4、東京都市大学の協力のもとに機構が行った検証試験からナノ純銀に放射線低
減効果が認められないことは極めて明快なことである。

そして、この試験結果を、平成24年4月16日と平成24年6月1日の2
度にわたって原告は機構と東京都市大学原子力研究所の岡田住子准教授から通
知されたにもかかわらず、なお、その効果を主張し、これによって「ナノ銀溶
液」や「ナノ銀担持骨炭」などが商品化され販売される状況に対し、「非科学」
「ニセ科学」と批判するすることは、正しい科学の発展にとって極めて必要な
ことであり、これを名誉毀損の違法行為として賠償金を支払わせ抑圧するな
どということは、到底許されないと言わざるを得ないのである。

以上